

発議第5号

会計年度任用職員の処遇改善にむけた法改正と雇用安定に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和4年12月16日提出

提出者 愛南町議会議員 嘉喜山 茂

賛成者 同 山下 正敏

賛成者 同 佐々木史仁

賛成者 同 那須 芳人

賛成者 同 尾崎 恵一

会計年度任用職員の処遇改善にむけた 法改正と雇用安定に関する意見書

自治体で働く会計年度任用職員は、2020年総務省調査によると全国で62.2万人とされ、常勤職員と同様に地方行政の重要な担い手となっている。

会計年度任用職員は「適正な任用・勤務条件の確保」を目的に2020年4月から開始されたが、法改正により一定程度改善したものの、依然として常勤職員との均衡・均等から程遠い状況であることは変わっていない。会計年度任用職員には法律上、期末手当しか支給できない等、格差が広がるばかりである。

よって、愛南町議会は政府に対し、以下の事項を実現するよう強く求める。

- 1 会計年度任用職員の勤勉手当支給制限に関する規定を見直し、地方自治法第203条の2、第204条の改正を行い、会計年度任用職員にも勤勉手当を支給できるようにすること。
- 2 各自治体に対して、会計年度任用職員の処遇改善促進にむけ、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月16日

内閣官房（総理大臣・官房長官）

総務省

財務省

あて

愛媛県愛南町議会